## NCB 入金照合サービス取扱規定

### 第1条 サービスの内容

- (1)当行は、貴社のために、表記4の「開設する振込専用口座」に定める貴社名義の振込専用の普通預金口座(以下、「振込専用口座」という)を表記3に定める振込専用口座開設店で開設します。
- (2)振込専用口座への振込については、振込専用口座に入金することなく、貴社が表記4の「入金指定口座」に指定する預金口座(以下、「入金指定口座」という)に入金します。
- (3)当行は本条第2項に基づき入金指定口座に入金された振込の明細を、EB(データ伝送)方式により提供します。別途ファームバンキングサービスの申込みが必要です。

## 第2条 振込専用口座のサービス規定

- (1)振込専用口座は、本申込用紙をもって開設するものとし、別途署名鑑のお届けは不要とします。
- (2)振込専用口座は、第1条の目的に沿ってのみ使用するものとし、入金、出金その他次の各号に定めるサービスは対象とはしません。
  - ①取引情報照会
  - ②通帳、当座入金帳の発行
  - ③キャッシュカードの発行
  - ④残高証明書の発行
  - ⑤小切手帳の交付
  - ⑥手形帳の交付
- (3) 振込専用口座は、付利計算の対象とはしません。

### 第3条 入金指定口座の表示

振込専用口座への振込明細については、入金指定口座に表示します。

## 第4条 免責事項

第1条第2項に基づく入金指定口座への入金について、振込依頼人、仕向銀行その他の第三者からの異議により損害が生じても、当行は責任を負いません。

### 第5条 解約等

- (1) 貴社について次の各号の事由が一つでも生じたときは、何ら通知催告等をしなくても当然に本契約は終了するものとします。
  - ①当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき
  - ②支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始 の申立があったとき
  - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において貴社の所在が不明になったとき
  - ⑤入金指定口座が解約されたとき
- (2) 貴社について次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも通知によって本契約を解約することができるものとします。
  - ①1年以上にわたり本サービスの利用が無い場合
  - ②貴社が当行との取引規定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (3) 貴社が商号、代表者、住所その他の届け出事項の変更の届出を怠ったため、本条第2項による解約の通知が貴社に延着しまたは到着しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとします。
- (4) 本契約が解約された後に振込専用口座への振込があったときは、貴社に何ら通知することなく、振込金を仕向銀行宛に返却します。この場合、振込依頼人、仕向銀行その他の第三者からの異議により損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 第6条 手数料

本サービスの利用にあたっては、申込書記載の手数料をお支払いいただきます。当行は、貴社が支払うべき本サービスの所定の手数料を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出、カードまたは当座小切手の提出なしに、表記 6 に定める手数料ご決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。

# 第7条 契約期間

本サービスの当初契約期間はサービス開始日から起算して1年間とし、貴社または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 第8条 各預金規定の適用

振込専用口座および入金指定口座について、本契約に定めのない事由は各預金取引規定の定めるところによるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)